

鹿児島工業高等専門学校共催等名義使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に係る共催、後援、その他これに類する名義の使用許可等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 本校の名義の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 国の機関
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 教育研究機関
 - (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
 - (5) その他校長が適切と認めるもの
- 2 申請者が実施しようとする事業等の内容は、次の各号のすべてに該当すること。
- (1) 教育・研究の向上又は地域貢献活動において、本校の名義を使用することが有意と認められること。
 - (2) 営利を主たる目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
 - (3) 入場料、参加料、出品料等を徴収する場合にあっては、通常認められる範囲のものであること。
 - (4) 安全対策や公衆衛生等について、十分な措置が講じられていること。

(申請)

第3条 申請者は、原則として、当該事業開催予定日の1か月前までに別紙様式の名義使用許可申請書を校長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 校長は、前条の名義使用許可申請書に基づき、許可又は不許可を決定する。

- 2 前項において許可する名義は、「鹿児島工業高等専門学校」又は「鹿児島高専」とし、その使用は申請のあった事業に限る。

(許可の取消)

第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。

- (2) この規程の規定又は本校の付した条件に違反したことが判明したとき。
- (3) 本校の名誉を毀損するおそれ、その他本校の名義を使用させることが不相当と認められるとき。

(経費の負担)

第6条 本校は、特に必要と認められる場合を除き、事業に係る経費は負担しない。

(事務)

第7条 名義に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、名義の使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

名義使用許可申請書

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

所在地
申請団体名
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり申請しますので、許可願います。

記

| | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 名 義 の 区 分 | 共催・後援・その他 () |
| 事 業 の 名 称 | |
| 事 業 の 概 要 (目的、内容等) | |
| 開 催 期 間 | 年 月 日 () ~ 年 月 日 () |
| 開 催 場 所 | |
| 主 催 者 | |
| 共 催 者 (予定者含む) | |
| 後 援 者 (予定者含む) | |
| 参 加 対 象 者 (参加予定者数含む) | |
| 入 場 料 等 (徴収の有無及びその内容・金額) | |
| そ の 他 | |